

## シユタムラーの法理的範疇論について(完)

恒 藤 恭

## 八

表象の多様を思惟一般の統一の下にもたらず悟性の機能をば、客觀的に妥當するものとして判斷を規定するための諸條件に關はしめつゝ、純粹悟性概念のそれぞれを検出し之を範疇の表のうち、に網羅するに當り、カントは、それらの範疇を相互に結合し、又は純粹感性の様式と結合することにより、純粹悟性の基本概念としての範疇から純粹な、しかし派生的な悟性概念 (*reine, aber abgeleitete Verstandesbegriffe*) をみちびき出し得ると述べてゐる。そして、この種の純粹悟性概念に對し *Prädicam.nte* としての範疇から區別するため *Prädicabilien* といふ名稱をあたへた後、一旦吾々が根源的第一次的概念を獲得した上は、これに派生的第二次的概念を附加して、純粹悟性の系圖を完全に描き出すことは容易であるけれど、差し當り問題としてゐるのは、體系の完成ではなくて、單に體系に對する原理であるから、この補充は他の機會にゆづり度

いゝことはつてゐる (Kritik der reinen Vernunft SS. 101--102; Prolegomena, SS. 71-72—Hartensteins Ausgabe) かやうにカントが、自然科學の理論的基礎づけのために企圖して置いた派生的先天的悟性概念の系統の建設方針に倣つて、目的科學についても同じ様な作業が行はるべきであるといふ見地から、シユタムラーは、法の單純基礎概念 (die einfachen Grundbegriffe des Rechtes) の確定を了へた後、法の合成基礎概念 (die zusammengesetzten Grundbegriffe des Rechtes) の抽出を試みてゐる。

前述の如く、シユタムラーの見解にあつては、それみづから確立せる法律概念の下に意欲の被制約的質料を持ち來らすための統一的恒常的方法の一つ一つが個々の法理的範疇に他ならぬのであるが、彼はかやうに法の單純基礎概念が特殊の法理的問題に對して適用されるに際して、それらの基礎概念が互ひに融合しつゝ現れることも亦可能であると考へてゐる。この場合には、それらの基礎概念は、その把握するところの意欲の質料を共同の關涉において規定し従つて斯くして綜合された表象方法は統一的な仕方で常に反覆されることゝなる。そしてかくの如く法の單純基礎概念によつて合成され、法の科學的加工の確定的思想方向を意味するところの新しい法理的概念を、シユタムラーは法の合成基礎概念と呼ぶのである。それらの概

念も亦ひとしく純粹概念であつて、歴史的にあたへられた何等かの法の内容をいさゝかも含んでゐない。だからその特性を規定するには、法の單純基礎概念の外には何物をも必要とすることなく、従つてそれらの概念は、思惟し得べき一切の法に對して統一的加工を施すための普遍妥當的方法たり得るわけであり、この被制約的法律内容の加工において、法の單純基礎概念と特殊の質料との中間階段たる地位に立ちつゝ、法律生活の個々の問題を統一的に把握するための必然的條件を構成するのである。

法の單純基礎概念の意義をかやうに確定した上、シユタムラーは *Prädicabilien* の檢出の方法についてのカントの暗示的所説に基いて個々の單純基礎概念の檢出を企てゝゐる。その方法は、既に確立された八個の單純基礎概念の中から、互ひに相關的關係に立つ二個づゝの概念をえらび分け、これらの四對の概念の分枝たる各概念を、それ／＼他の三對の概念の分枝たる各概念と結合することにある。斯かる方法によつて次の表に掲げられたやうな二十四個の合成基礎概念が求め得られる。この表は、個々の合成基礎概念が論理的に發生する結合關係を示すものであるが、それらの概念の各個のいづれも二回反覆して現れるやうな構圖となつてゐる。尙ほそれ

らの基礎概念の各個を成立せしめるところの統一的思想方向の一つについて考察を試みるならば、それ／＼獨立の論著が出来上るほどの問題がある筈だけれど、かくの如きは一人の力の能くすべき所ではないと言ふので、シユタムラーは、單に法の基礎概念の可能的探求の問題を方法的に攻究し、その確實なる解決の根本方針を擧示するに留めてゐる。

Tafel der zusammengezogener rechtlichen Grundbegriffe

Rechtsgrund	Rechtsbindung	Rechtsobjekt	Rechtsobjekt
Rechtsverhältnis	Rechtsleistung	Rechtsverfügung	Rechtsananschliessung
Rechtshoheit	Rechtssetzung	Rechtsgemeinsamkeit	Rechtsanteil
Rechtsunterstelltheit	Rechtsausführung	Rechtsanteil	Rechtspflicht
Rechtmässigkeit	Rechtsbegriffnis	Rechtspflicht	Rechtsschaden
Rechtswidrigkeit	Rechtsschuld	Rechtsschaden	
	Rechtsgrund		Rechtsverhältnis

Rechtssubjekt	Rechtsbindung	Rechtsleistung
Rechtsobjekt	Rechtsverfügung	Rechtsausschliessung
Rechtshoheit	<i>Rechtssprünghcheit</i>	<i>Rechtsgesamtheit</i>
Rechtsunterstelltheit	<i>Rechtsableitung</i>	<i>Rechtssonderheit</i>
Rechtsmässigkeit	<i>Rechtsgültigkeit</i>	<i>Rechtserwerb</i>
Rechtswidrigkeit	<i>Rechtssverneinung</i>	<i>Rechtssverlust</i>
	Rechtshoheit	Rechtsunterstelltheit
Rechtssubjekt	Rechtsetzung	Rechtsausführung
Rechtsobjekt	Rechtsgemeinsamkeit	Rechtsanteil
Rechtsgrund	Rechtswürpünglichkeit	Rechtsableitung
Rechtsverhältnis	Rechtsgesamtheit	Rechtssonderheit
Rechtsmässigkeit	<i>Rechtsgelot</i>	<i>Rechtsforderung</i>
Rechtswidrigkeit	<i>Rechtssverbot</i>	<i>Rechtssverweigerung</i>

	Rechtsmässigkeit	Rechtswidrigkeit
Rechtssubjekt	Rechtsbefugnis	Rechtsschuld
Rechtsobjekt	Rechtspflicht	Rechtsschaden
Rechtsgrund	Rechtsgültigkeit	Rechtsverneinung
Rechtsverhältnis	Rechtsvererb	Rechtsverlust
Rechtshoheit	Rechtsgebot	Rechtsverbot
Rechtsunterstellung	Rechtsforderung	Rechtsverweigerung

右の表について注意すべき點の一つは、その中に權利 (das subjektive Recht) の概念が見當らないことであるが、この點に關しては、權利といふ語が今日種々の意味をあらはすために用ゐられてゐることを想ひ起さなければならぬ。この語は、Rechtsverhältnissを意味するものとしては、法の單純基礎概念の問題においてその意義を考察されるし、Rechtsbefugnisを意味するものとしては、恰も右の表の中にその地位をみとめられてゐるのである。更にまた、全體としての法 (das Recht im Ganzen) をば、それが客觀的意味において現はれるか、主觀的意味において現れるかに従つて、二つの可能性に別つといふことが問題たる場合には、その考察は須く法の體系 (das System des Rechtes)

の理論と關聯して行はるべきものであるとシユタムラーはことばつてゐる。(Theorie, S. 218-227)

## 九

シユタムラーの考へによれば以上に列擧された法の單純基礎概念及び合成基礎概念は、特定の法的意欲を考察するに當り統一の把捉の制約として必ず尊重されねばならぬところの根本的思想方向を、悉く網羅するものである。若しもひとしく斯から意義をもつ純粹基礎概念を更にその以外に求めむとする者があるならば、如何にして後者が法の概念からして抽出し得られるかを説明することを要する。しかも法の概念は、その四個の制約的標徴の統一においてのみ、形式的方法の上から理會され得るものであつて見れば、あたへられた意欲を正に法的意欲として規定するための基礎概念の個數及び種別は、以上の論述によつて説き盡されたものと言ふ外はない。併しながらシユタムラーは、以上の如き基礎概念の外に、更に全く別個の立場から、別様の意義を有する法の基礎概念を求めなければならぬと論じてゐる。そして彼はこの別種の法の基礎概念を、法の系序的基礎概念(die cinreihenden Grundbegriffe des

Rechts)と名づけ、その中につき、時間的系序的基礎概念(die zeitlich einreihenden Grundbegriffe)と論理的系序的基礎概念(die logisch einreihenden Grundbegriffe)との二種類を更に區別してゐる。「純粹理性批判」においては、カントは Prädication を求める方法に、範疇を相互に結びつける方法と、純粹感性様式と結びつける方法とを擧げてゐるが、シユタムラーにおける『法の單純基礎概念』は、この前の方法に照應した仕方で求められるものであるし、後の方法に照應した仕方で求められるものは、茲に謂はゆる『法の時間的系序的基礎概念』である。なほカントは「プロレゴメナ」においては右の二つの方法の外に、それが未だ經驗的に規定されない限りにおいての現象の質料と範疇とを結合することによつて、Prädication を求め得る旨を説いて居り、この方法から暗示を得て、シユタムラーが索出せむとするのが、『法の論理的系序的基礎概念』である。

あらゆる法的意欲は可變的であり流轉的である。法のうちに含有されてゐる目的及び手段の思想は、これらの兩者を繼起せしめるところの時間の表象を必然に伴ふ。だから法的意欲が統一的把握において科學的に確定さるべきだとすれば、時間的變動の方法をその恒同的な性狀において洞見することが必要たらざるを得ない。この事が成就されぬ間は、個々の法的意欲を根本的關聯のうちに系入することは勿



論爲し能ふであらうけれど、この關聯は單に時間的隔離状態においてのみ思惟さるべく、法の根本表象が同時にその時間的に終結しない連續を要求する事情にそぐはぬことゝなる外はない。茲において、法的意欲をその特性において時間的現象のうちにみちびき入れること、即ち時間の経過の中に恒久的な仕方て系序することを特徴とするところの、法律考察の根本方向が新しく發生するのである。これらの思惟形式を法の時間的系序的基礎概念とよぶことゝする。

カントのいはゆる純粹感性の形式には、空間と時間との二様があるけれど、法は空間を占有する對象ではないから、茲で法の時間的系序のみが問題となるわけである。もとより法は、空間において吾々を圍繞する對象についても規定をあたへる任務をもつて居り、例へば土地や動産やについてその意欲を表示しなければならぬけれど、しかもそのために法的意欲その者が外的現象となる筈はない。法は單に、手段と目的との連鎖において時間の制約に服するところの、意識の根本方向の一つを意味するに止まるものである。而して法的意欲をその時間的發現において規定するところの基礎概念を明かにするにも、經驗的に制約された質料を交へない純粹概念を保持することを念としなければならぬ。されば例へば期間とか期日とかに關する間

題の如く、特定の法がその目的のために如何様に時間を區劃してゐるかといふやうな被制約的規定は、茲では考察すべき限りでない。同様に、例へば新しき法は遡及力を有するや否やといふやうな、特殊の法の效力の時間的限界に關する考察も亦、多數の法律秩序について相對的に普遍的なところの規定を對象とするものであつて、無制約的意識を有する純粹法律學の範圍には屬しない。更に、茲で求められる基礎概念は、その純粹なる形式的性質において洞見されるばかりでなく、またその網羅的完全性を保證されることが必要であるが、そのためには、茲でも亦法律概念その者並びにそれから射出する思惟方法から出發することにより、時間的發現における法的意欲を根本的に把握する上に、系序の基礎概念が如何やうに單純基礎概念に對應するかを見きわめなければならぬ。かやうにして時間的系序の基礎概念は、時間のうちに法律内容を規定する方法を、法理的思想にとりて可能ならしめることにより、かの單純基礎概念を補充するものである。今右にのべた方針を實行するときは次のやうな法律考察の純粹形式が、時間的系序の基礎概念としてあらはれる。

法的始元 (rechtlicher Anfang) —— 法的存續 (rechtliche Fortsetzung)

法的恒存 (rechtliche Beharrung) —— 法的變化 (rechtliche Änderung)

法的終局性 (rechtliche Endgültigkeit) —— 法的經過性 (rechtlich: Vorläufigkeit)

法的保有 (rechtliche Aufschubung) —— 法的解消 (rechtliche Auflösung)

その頂點に法律主體が立ち、その經過のうちに、措定された手段が法律客體としてあらはれるところの目的秩序として、法を表象するとき、右の表における第一の基礎概念が発生する。そして規定の表象としての法律原因には、法的意欲の確定的存立の思想が照應する。そして法的意欲によつて使用される可變的手段は、法的恒存と對立せしめられつゝ、法的變動の概念によつてのみ認識し得られる。次に法律經過性の概念は、時間における意欲の發現について、法的に終局的なるところのもの、思想方向を意味し、法律從立性の概念は、法的に經過的なる所のもの、形式を意味する。終りに法的に結合される意志内容と結合する意欲との一致としての適法性の思想を、時間における可能的發現に係はしめるときは、法的保有の概念を生じる。何となればこの場合に、時間における整序にとりて、結合的意欲は被結合的意欲か到達すべき目標として思惟されてゐるからである。そしてこの關係を違法性の方向において考慮するならば、法的意欲の解消の概念を獲得するであらう。

單純基礎概念が法的意欲の質料と會合する形式的關係を闡明するときは、かの基

基礎概念が法的なる手段及び目的の可能性を撰擇する特有の方法を觀取することが能きる。かくして生ずる概念も亦法の純粹基礎概念であり、單純基礎概念から派生せるものであるが、斯かる派生關係において特有の整序の任務をつくすものであり、特に之を法の論理的系序の基礎概念と稱することが能きる。その特性は、法的に規定された意欲を相互に比較する統一的方法たる點にある。この比較において、欲望の被制約的質料が法の基礎概念により把握される種々の仕方が浮び出る。そしてこの並置の仕方は、有限的意志内容の一切の特殊性に倚存することなく、單に任意の法的意欲を統一的に理會する純粹形式を提供するのみである。斯かる省察の方向において、法の單純基礎概念の系列に平行しつゝ、次のやうな法の論理的系序の基礎概念が生まれる。

法的單純性(rechtliche Einfachheit)——法的合成性(rechtliche Zusammensetzung)

法的被規定性(rechtliche Bestimmtheit)——法的被制約性(rechtliche Bedingtheit)

法的上位(rechtlicher Vorrang)——法的下位(rechtliches Nachstehen)

法的一致(rechtliches Zusammenstimmen)——法的差異(rechtliche Verschiedenheit)

これらの基礎概念はいづれも、單純基礎概念の各個が、それによつて把握さるべき

質料に接到し、之を撰擇する根本的方法を意味するものであつて、あたへられた法的意欲の特殊的目標については何等表明する所なく、純然たる論理的整序形式を意味するにすぎない。(Theorie, SS. 227—232)

あらゆる法律的研究の必然的根柢たるべき法の純粹基礎概念の系列は、上來考察したやうな論述の過程により、剩す所なく周到に吟味しつくされたど、シュタムラーは確信してゐる。この確信の根據をあたへるものは、求められた基礎概念が、いづれも法律概念の形式的迸出として生まれるといふその論理的起源である。即ち法律概念が斯かる制約的思想方向として包藏するものは四個に限られてゐるところから、單純基礎概念は、可能的把握の必然的對立において、八個しかあり能はぬと考へられる。更に法の基礎概念の根源的結合方法としては、相互的結合、時間的系序、及び意欲の質料への連結の三種類の外には思惟し得られぬ以上、法的考察のための純粹基礎概念の可能性は、以上の如き論述によつて残りなく擧示された結果となるどみとめられるのである。

註 尚ほシュタムラーは、法の範疇の理論において、最後に法の根本課題(die Grundaufg. an des Rechtes)について論究してゐる  
シュタムラーの法理的範疇論について(完)

が、彼自身も承認してゐるやうに、法の基礎概念と法の根本課題とは、論理的に著しくその意義を異にするものである。即ち前者は、法律資料一般の形式的秩序にあづかるものであり、任意の法的考量に統一がもたらさるべき場合には、必然に常にその根柢をあたへる所の思维方法たる意義を有する。従つてそれは一切の法律考察に對し無制約的普遍妥當性を有し、如何なる法的問題においても、統一的規定の制約方法として現れ來らぬことはあり得ない。之に反して法の根本課題は、もさより興へられた一切の法律秩序に對して妥當するとはいふものゝ、あらゆる特殊的法律學的考察において恒に含有されてゐるのではない。この特定の問題の普遍的提起を意味する。即ちそれは有限の問題であり、あらゆる法的意欲に對して普遍的に妥當するとは云へその内容において、その問題とするものにおいて、限定されて居り、従つてあらゆる法に對する課題たる意義を有しながら、ふたへられた法における一切の法的問題に對して意義を有ち得ないものである。(Theorie, SS. 233—238)

## +

以上に考察したやうなシユタムラーの法理的範疇論に對しては、ウイローリコウスキイをはじめ、ビンダア、フェリイ、ゾムロ、カウフマンなどの學者が、鋒先をそろへてかなり烈しい反駁を加へてゐる (Wielikowski Die Neukantianer in der Rechtsphilosophie, 1914—Binder, Rechtsbegriff und Rechtsidee, 1915—Felix Somló, Juristische Grundlehre, 1917—E. Kaufmann, Kritik der neukantischen Rechtsphilosophie, 1921)。その中で最も代表的な見解といふべきビンダアの所論をあらまし検討して、この考察を了りたいと思ふ。

ビンダアは、主として „Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre“ の緒論の考察に基いて、カントの意味に於ける『法の概念』は、一方には經驗的法理的概念の構成要素たる機能を有すると共に、他方には一切の實證法に對する評價標準たる機能を有するといふ斷定を下し、斯かるカントの思想の中にこそ、彼の批判主義の精神から法律哲學が汲みとることの能きる最も深い意義が存すると説いてゐる。カントにおいて表見上『法の概念』とされてゐるものは、ビンダアの考へによれば、近代の先驗哲學の意味における規範、即ち意識の先天的機能であり、そしてこの法の先驗的規範は恰も法理的概念の構成的要素に他ならぬ。あらゆる經驗におけると同様に、法的經驗においても、單なる知覺——（茲では官能的なる知覺ではなく、直接に精神的なる知覺と呼ぶべきである）——に對し、意識の統一的機能のうちに根據をもつところの積極的形式的因素が加はらなければならぬ。これらの因素の助けを藉りて、吾々は混沌たる現實を整序し、それをば概念の體系にまで建設するのである。法の領域において斯かる範疇としての任務をつくすものは、倫理的又は美的規範などと同様な意味において意識の原本的統一たるどころの法の規範（die Norm des Rechts）である。倫理規範的だの美的規範だのが、經驗的にあたへられた特定の領域を倫理的なるもの

又は美的なるものの領域として他の領域から區劃するやうに、法の規範は、歴史的にあたへられた個別的なるものからして法律考察の普遍妥當なるもの、にまで、法律學にまで吾々を到達し得させるどころの範疇である。(Binder, *ibid.* S. 3-7, 58-60)

ビンダアは彼が視て以て法理的概念の構成的因素となすところの法の規範を法の理念 (*die Idee des Rechts*) とも呼び、そのうちに法の規範又は理念が機能をあらはすところの一切のものが法である』との定義を下してゐる。彼は考へるやう、すべての法は、その規範に適合せむこと、即ちシユタムラーの謂はゆる正法 (*nichtiges Recht*) たらむとすることに努めるものであり、斯かる方向が一般に或るものをして法たらしめるのである。かくて法の理念はすべての實證法の形式的概念構成的因素たると同時に、またその評價のための規範として現れる。尤も法の概念は決してカントの意味における純粹概念ではないけれど、その經驗的成分は極めて抽象的に規定されて居るから、あらゆる歴史的にあたへられた法及びあらゆる個別的な制度を包容し、それらに對して一般に概念的規定をあたへ得るのである。——ビンダアは、かやうにカントによつて方向づけられたところの、法律經驗における先天的要素に到達するための唯一の途に、カント以後初めて自覺して復歸したシユタムラーの功績をたゞへ



ると共に、この途の進程においてシユタムラーはあらぬ方向へと踏みはづれ、その目標はカントの意味における範疇たるも拘らず、その進路はアリストテレスのどつた歸納法であり、従つて獲得された概念は單なる最高の類概念に過ぎない結果に了つてゐると批難してゐる。(Ibid. SS. 60—61, 87—88)

シユタムラーが彼の謂はゆる純粹法律學の體系を建設して行く根本方針は、第一に、個別的且つ限定的なる意欲の内容を普遍妥當的な仕方で分解し、その或るものゝば法的意欲として他の種類の意欲から區別する恒常的形式的方法たる意義をもつところの法の概念を決定し、然る後にかくして法的たるものと理會された意志内容が、意欲一般の根本的原則に叶へるや否やを判定し得させるところのものとして、法の理念の問題を考察せむとすにある。だから彼が經驗一般の中から或る種類の經驗を法律經驗なりとして擧示し、それをして可能ならしめる先天的要素を求めて行くに當り、終極の嚮導の目標たるべきものをやゝもすれば見失はうとする頼りなさを示してゐるやうに思はれる。この點については、法の概念をして法の理念に對し緊密なる論理的從屬關係に立たしめやうとするビンダアの態度が、批判哲學の正しい精神により好く適合してゐると言はねばならぬが、ビンダアが實在の範疇 (die

Kategorie des Seins)に對して當爲の範疇 (die Kategorie des Sollens)を提立するに當り、實在の範疇と自然科學的實在の範疇とを全く同一視し、從つてその反對の側において、法の範疇を直ちに當爲の範疇のうちに系入せしめてゐることに對しては (Einf. St. S. 1-62) 贊意を表することができない。前記の如くビンダアは法理的概念の先天的形式的要素として法の理念を擧示し、これに對して法理的概念の經驗的質料的要素として法的制度 (rechtliche Einrichtungen)を對立させてゐるのであるが、後者は決して批判哲學の意味における純粹なる質料たるに過ぎないものではなく、既に質料の多様が法理的範疇によつて綜合され克服されたものとしての經驗的對象たるものではあるまいか？

價值と實在との對立は、法の世界その者の内部においても亦吾々の逢着する所である。法律實在の世界が文化科學的實在の一領域として理會さるべきである限り、法律價値の範疇とは沒交渉に法律實在の範疇を検出しやうとするシユタムラーの方法には根本的缺陷が伏藏されてゐるといふべきであるが、さりとて法律價値の範疇は即ち法律實在の範疇であると爲すビンダアの見解も、吾々をして法律實在の世界の論理的構造を正確に洞見することを得させる方向に進んでゐるものとは認め

難い。文化科學的概念構成方法が純然たる價值概念構成方法とは本質的に趣を異にする點があり、文化科學的實在は自然科學的實在と相並んで、假令この方面においても後者との間に本質的差異を存するとは言ふものゝ、ひとしく經驗的實在として存立すべきであるとするれば、文化價値の範疇を以て直ちに文化科學的範疇と視ることとはゆるされず前者に對して論理的倚存關係を保ちながらも、尙ほ且つ獨自の實在構成的機能を有するところの文化科學的範疇の意義が承認されねばならぬと思惟すべきではなからうか？斯様な見地からするならば、法の理念の理論と並んで法の範疇の理論を建設せんとするシュタムラーの努力は、その根本の趣旨においては肯定さるべきものであり、斯かる努力は、ビンダアが冷評せる如く、單なる經驗的普遍概念の探求に了るものと言ふことは能きない。シュタムラーの法理的範疇論に對しては、個々の範疇の檢出方法につき、更には檢出された個々の範疇の種別並びに個數につき、重大なる異議の挾むべきものが存するであらうけれど、從來現れた法理的範疇に關する種々の考究のいづれにもまさつて、吾々を啓發する所が大きいことは否み得ないと思はれる。シュタムラーを批評する人が、往々彼を目して、周到なる問題の解決者たるよりは、卓越せる問題の提起者たるものと爲すのであるが、法理的範疇

の理論についてもこの評言の肯綮に中つてゐることを覺えるのである。(完)